



# 裁判員制度について

町田顕 最高裁長官

2006年6月23日

1969年11月13日、日本記者クラブの創立披露レセプションが丸の内の東京会館4階「ローズルーム」で開かれ、会員、招待者600人が参加した。この席で乾杯の発声をしたのが、石田和外最高裁長官だった。

あれから37年近く経過して、初めてクラブの招待に応じて会見をしたのが、町田長官。この日は裁判員制度に限定しての話だったが、今後は人々に裁判所や裁判官の仕事を理解してもらうためにも、法と社会のあり方を説明するためにも、最高裁長官にはテーマを限定しない会見に応じてもらいたいもの。

本日は日本記者クラブにお招きいただきまして、大変ありがとうございます。今、滝鼻理事長からお話がありましたように、最高裁長官としてここに参りますのはどうも私が初めてのようで、非常に光栄に思いますと同時に、緊張もしております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、理事長がおっしゃいましたように、裁判員制度に関しまして若干お話をさせていただきたいと思っております。司法制度改革は、司法制度改革審議会意見書から始まって制度づくり、つまり法案化がほぼ終わりました、大部分のものは実施段階に入っております。裁判員制度は、ご承知のとおり、3年弱の間に施行するという段階になってまいりました。だんだん実施が近づいてくるにしがいまして、この制度が国民の生活にも大きな影響を与えることから、社会的な関心も次第に高まってきているように思います。

さて、今回の司法制度改革は、時代が大きな変わり目を迎えております中で、司法の役割に対する期待が格段に大きくなってきていることを背景として、進められてきたものと承知しております。裁判員制度の導入に係ります一つ一つの課題につきましても、そういった背景の中で検討を加えていくことが必要であろうと思っております。裁判員制度は、21世紀における我が国の司法のありよう、より大きくいいますと、我が国の法律文化に大きな影響を与えるものということもできようかと思っております。

この裁判員制度の仕組みの詳細につきましては、もうご列席の皆さま方はご承知のことだと思いますので、その点は深入りすることを避けまして、なぜこのような制度が取り入れられるのか、そして、この制度の円滑な運用を図るために、裁判所として何を行おうとしているのかという2点を中心にお話しさせていただきたいと思っております。

まず、裁判員制度の導入の意義ですが、最近、大学あるいは高校時代の同窓会等に出ますと、法曹界と縁のない人から、裁判員制度についていろいろ話しかけられる、あるいはいろいろと問いかけられるということが少な

くありません。その意味で、裁判員制度について一般の方々の認知度といいますか、関心といいますか、そういうものが深まっていることを身をもって感じておりますし、それは私どもとしては非常にうれしいことです。ただ、そのとき決まって聞かれますのが、なぜこのような制度を導入することになったのかという質問です。

現在の刑事裁判のどこに問題があって、国民が裁判員として参加することによって、それがどう解決されるのか、という点にいまひとつ実感がわからないというのが、一般の方々の受けとめ方かと思っております。

西欧諸国において陪審制度が導入された背景といたしましては、当時の裁判官に対して国民の多くが強い不満を抱いており、国民が参加することによって裁判官の恣意的な判断をチェックするという制度的な意味合いを強く持っていたといわれております。その意味では、一種の政治的な革命という色彩を帯びていたのではないかと思います。ただ、我が国では多くの方がそういった問題状況にあると認識しているとは思われません。

要するに、刑事裁判が非常に問題があるというよりも、刑事裁判は裁判所に任せておけば大丈夫であるという考え方の方が、圧倒的に従前から多かったのだと思います。それだけに、なぜ国民に負担をかけてまで、こういう制度を導入しようとするのかという疑問が起きてくるのだらうと思っております。

ご覧になった方もあると思っておりますけれども、棋士の先崎学さんが週刊誌のエッセイで、裁判員制度の導入につきまして強く反発されています。「なにもここまでアメリカの真似をしなくてもよかろう。...とにかく、今の日本の実際社会でこんな理想論のシステムが正常に機能するわけがない。...それより司法に参加させるなら、行政や立法にも参加させてくれ」というようなことを書いておられましたけれども、これは先ほど申しあげましたような、国民の間の疑問を代表されるものではなからうかと考えております。

この点につきましては、いろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、私の個人的

な見解ということでお聞きいただきたいと思  
います。私は、現在の刑事裁判に問題がある  
としますと、次のようなものではないかと考  
えております。

我が国の刑事裁判は従前、裁判官と検察官、  
弁護士という法律専門家だけの手によって長  
年運営されてきており、緻密な証拠の分析、  
詳細な主張とそれに対応する詳しい判決書の  
作成という運用が定着してまいりました。そ  
れは、欧米各国と対比すると、日本の刑事裁  
判の際立った特徴だったわけです。こうした  
日本の刑事裁判に対して、精密司法というネ  
ーミングが学者からされていますが、まさに  
その言葉どおりの司法の運営が行われていた  
のだらうと思います。そういった枠組みの刑  
事裁判というのが、これまでのところ安定的  
に機能していたという面があることは評価し  
ていただいてもいいのではないかと思います。

ただ、専門家同士での専門家的な厳密さ、  
正確さの追求が問題点を生んできたことも否  
定できないのではなかろうかと思います。争  
点が多く、明確な物証の乏しい事件において、  
細部にまでこだわる立証と反証が繰り返され  
ますと、結果として、審理が長期化していく  
ことになり、国民から見ると、長期間、何を  
やっているのだという印象になるのは当然だ  
らうと思います。

このように、現在の刑事裁判に問題がある  
としますと、それは、検察官、弁護士、そし  
て裁判官の間に育った独特の運用が長年にわ  
たって続けられてきた結果、国民から見ます  
と、裁判がその審理手続を含め難しくて分か  
りにくいものとなり、複雑な争点を持つ著名  
事件について、余りに多くの時間を費やして  
いるという印象を持たれ、そういう印象が  
徐々に強くなってきているという点ではない  
かと考えています。このままでは、今後そう  
した傾向がさらに強められていく懸念がある  
と国民の皆さんが考えられるのも、ある意味  
では当然なところがあるかと思えます。

司法への一般的な期待が強まっていると  
私どもは日々感じておりますけれども、こう  
した問題点が肥大化していくと、徒に国民の  
不信感を招きかねません。社会秩序の安定と  
いう点からみて、新たな枠組み作りが求めら

れる時代に入っているのだと思います。

裁判員の刑事裁判に対する参加は、こうし  
た現状に対しまして、新たに大きなインパ  
クトを与えることが期待されております。国民  
の中からくじで選ばれました裁判員に的確な  
判断を下してもらうためには、法曹三者が協  
働して、分かりやすい裁判を実現しなければ  
なりません。主張・立証、評議、そして判決  
といった各場面において、直接裁判員と接す  
る中で、国民に対するそれぞれの専門家とし  
ての説明責任を、適切に果たしていかなけれ  
ばならないのだと思っております。

また、事件の審理を通じまして、国民の多  
様な視点からのさまざまな意見、疑問に対し  
て、法曹三者が真剣に向き合うことが求めら  
れるのだと思います。国民の良識が反映され  
るということの意義は、一件一件の判決の結  
果に直ちに大きく影響するかどうかというこ  
とよりも、裁判員裁判の中でのこうした対話  
を積み重ねることによって、裁判官や検察官、  
弁護士が国民と感覚を共有し、裁判所の判断  
がより広範囲の国民に受け入れられやすい、  
厚みのあるものになっていくということが期  
待されるということの方にあると思っており  
ます。もちろん、審理の迅速化が促進される  
ということも明らかだらうと思います。

このように裁判員裁判は、国民に審理に加  
わってもらうことによって、今後ますます増  
大します法律専門家としての説明責任をより  
的確に果たし、その結果、司法に対する理解  
を深め信頼を高めるといふ、積極的な意義  
を持っていると私は考えております。

それでは、この裁判員制度を導入するた  
めに我々は何を考え、何をしようとしている  
のかということについても、若干お話しした  
いと思えます。

このような大きな意義を持っております  
裁判員制度ではありますが、多くの国民がこ  
ぞって積極的に参加を表明しているという状  
況にあるわけではないことは、ご承知のと  
おりでございます。昨年の内閣府の調査でも7  
割の方が、先般実施しました最高裁の調査  
でも約6割の国民が、参加したくない、ある  
いは、あまり参加したくないと回答をしており

ます。ごく最近の報道によりまして、この傾向は変わっていないといわれております。

ただ、私自身は、こういった回答の結果につきまして、そんなに悲観的ではありません。西欧の各国では、国民の司法参加について長い歴史と伝統を持っておりますけれども、それでも候補者の確保には相当苦勞しているようであります。2001年に公表されました英国の刑事司法に関する報告書によりまして、イングランドとウェールズの刑事裁判所では、毎年合計25万人の国民を陪審員候補者として召喚しているとのことですが、実際に各事件の候補者として選定が可能なのは、そのうちの3分の1にすぎないと述べております。

やや余談にはなりますけれども、20世紀フランスの画家ルオーは、裁判や裁判官を題材にした絵を数多く発表しておりますが、そのために法廷傍聴もよく通ったようです。そして、その感想は、「もし、人が世界中の富を私にくれるといっても、自分は裁判官になる気は少しもない」という風に言っていたそうです。ルオーの絵を見ますと、裁判官が非常にごつい顔といいますか、尊大な顔になっており、これは、そういったものに対する反発という面もあるようですけれども、「裁く」ということの重大さに触れての感想でもあるのではないかと思います。

「裁く」ということが日常生活を超えた重みを伴うことは当然でありまして、そのことへの恐れを抱くことは、素朴な国民感情としては無理のないところであろうと思っております。国民の中でぜひ参加してみたいという意欲がわき起こらないというのも、ある意味では当初から予想されたところだというふうにいえると思っております。

ところで、今回、裁判所が実施いたしました意識調査に話を戻しますと、私が最も注目をしたポイントとしては、3日以内で審理が終わる事件については、過半数の回答者が参加可能であると答えていることです。5日を超える事件ということになりますと、参加可能者が大きく減ってしまいますけれども、それでも審理のやり方次第では、2割の人たちは参加できるという答えを寄せております。

こういう状況でございますから、参加を促す広報活動が重要であることはいうまでもありません。法制定後のこの2年間、裁判所としても、全国各地でフォーラムを実施し、あるいは、御覧いただけたと思いますが、全国紙や雑誌等において大きな広告を掲載しました。広告では、長谷川京子さんをモデルとして起用しました。なぜハセキョウなのかというふうにもいわれましたけれども、これも、国民の皆さんの目を引くというか、見ていただける契機になるのではなかろうかと思ったからです。また、60分のドラマ映画の制作もいたしました。こういったさまざまな媒体を通じて、現在、全力で広報活動を取り組んできているところであります。

注目されますのは、これらフォーラムに参加した人にアンケートしてみますと、80%以上の圧倒的多数の人が、「裁判員になってみたい」あるいは「国民の義務であれば裁判員になってもよい」と回答していることであります。そういうフォーラムにわざわざ足を運んで下さる国民の方というのは、もともと裁判員制度について相当興味がある方ですから、そういう回答は若干割り引いて考える必要があるかもしれませんが、フォーラムに参加し、裁判員裁判の意義とか、あるいは裁判員裁判における裁判員の役割とかいうものを理解していただくことによって、参加の意欲が高まるという面もあると思っております。

ただ、まだ国民の疑問や不安が多く残っていることは間違いありません。候補者に選任されたとき、参加についてどのような具体的な障害があるのか、それを、どう除去、軽減するのかを、我々としてはきちんと検討して、その結果をアピールしていく広報が、今後の重点課題となってくると思っております。

そこで、幅広い参加を妨げる可能性のある要因に関してお話ししたいと思います。

司法制度改革審議会で裁判員制度の問題が取りあげられました当初から、多くの国民に裁判員として参加してもらうためには、さまざまな障害事由があるだろうということは十分に予想されていたところであります。しかしながら、残念ながらといてもいいわけですが、裁判員を何人にするかとか、あるいは

は守秘義務とか、メディアの報道規制の問題といった点が大きくクローズアップされて、裁判員が負う心理的あるいは社会生活上の負担について、掘り下げた検討が必ずしも十分に行われなかったという面は否定できないのではないかと思います。

裁判員を迎え入れる裁判所としては、そういう意味で検討し残された具体的な障害をどう克服していくのかに焦点を当てて、準備のための検討作業を進めていっているわけであります。

具体的には、(1)国民の参加しやすい裁判員裁判のありようについて検討を加え、また、(2)国民の社会生活上の負担をできるだけ軽減するという観点に立って、出頭しやすい社会的な環境整備の充実や、参加に当たって、国民が抱える障害事由の内容・程度にできるだけ配慮し、かつ安定的な裁判員の確保も可能となるような選任手続の設計などの検討を始めているところです。裁判所による今回の国民に対する意識調査は、そうした検討を深めるために欠かせない、実証的なデータを得ようとしたものです。

まず、裁判のありようという点についていいますと、審理の「質」と「量」の双方において、刑事裁判を根本的に見直さなければならぬのではないかという問題提起を行い、この点をめぐる部内における率直な意見交換の場を設けております。

「質」の点でいいますと、評議において、裁判員から自由に意見を述べてもらうためには、審理の内容が裁判員の頭に入っていることが当然の前提となるわけでありますけれども、これまでの法曹三者による刑事裁判は、膨大な書面を丹念に読み込むという作業をベースにしたものでありまして、これを見直して、当事者の主張、立証段階から直接主義、口頭主義を徹底しなければ、到底分かりやすい裁判は実現しないと思います。それが一線の裁判官の共通の認識であります。また、争点に集中した攻撃防御が行われませんと、緊張を保って証言等に耳を傾けてもらうことができないというのも、模擬裁判等を通じての実感であったようであります。

次に「量」の点でいいますと、争点をできる限り絞り込んで審理期間を短くすることが、分かりやすい裁判という観点から重要であると思います。また、このことは、今回の調査結果にもみられますが、仕事などを犠牲にして多くの国民に参加してもらうためには、欠かせない前提であることがわかります。刑事訴訟法が改正され、事前の証拠開示手続が大幅に充実されることになりましたが、それを前提として、公判前整理手続を実効的に行うことによって、無駄な争点をドロップさせることが可能になるはずで、そうした目標に向けて法曹三者が努力をすることが期待されていると思っております。

もとより、裁判官も、評議におきまして裁判員を対等のパートナーとしてどのように迎え入れて議論をし、その結果を踏まえてどのような判決書を作成することになるのかということなど、多くの独自の検討課題を抱えており、更に議論を深めてもらうことにしております。ちなみに最高裁では、この3月に、ドラマ映画「評議」というものを制作いたしました。お披露目の試写会を最高裁の中の講堂で行いましたけれども、私もその試写会に出て、御挨拶をさせてもらいました。最高裁長官が試写会で挨拶するというのはあまり前例がないことではないかと思っております。

この映画は、単なる制度の宣伝映画ということではなくて、これまでの議論をベースにして、裁判員が一番活躍してもらう場であります評議というものがどういうものであるか、その実像を示すという趣旨でつくられたものでもあります。この映画のDVDとVHSを、各地の裁判所や図書館等に配布しまして、希望者に貸し出すということをしておりますけれども、マスコミの皆さまにも、ぜひ見ていただきたいと思っております。

こうした裁判のありようそのものを基本的に考え直すという際に、非常に豊かな材料を与えてくれますのが模擬裁判であります。今後より複雑困難な事件を題材とした模擬裁判を繰り返して行って、問題点を洗い出していく必要があると考えております。また、裁判官が国民とどう向き合うのかに関して、国民参加の長い伝統があります諸外国に裁判官

を現在、毎年 20 名ぐらい派遣いたしまして、そうした国々での国民参加の裁判の実情を直接、目で見、肌で感じてもらうという施策を行っております。出張してきた裁判官は皆、非常に新鮮な視点を持って帰ってきて、模擬裁判等でそれを実験してみようという思いを述べております。

次に今回の国民の調査によりまして、仕事、家庭等の社会生活上の諸々の事由が参加を困難にする障害となっている事情が、改めて浮き彫りにされたように思われます。環境整備という点でいいますと、裁判員裁判参加のための特別休暇、託児所や通所介護施設の利用といった面での要望が強いと思われます。

これらの点につきましては、裁判所だけで解決できる問題ではありませんけれども、裁判員制度導入というものが国家的行事であることを踏まえて、所管の厚生労働省や関係省庁の連絡調整を行っている内閣官房の司法制度改革推進室に協力を求めていき、さらには、民間の会社にも説明して、制度の充実を図っていきたいと思っております。その意味で、ご出席のマスコミ各社の方々にも、休暇制度等について、ぜひご検討をいただければ幸いです。

裁判員制度の開始によりまして、刑事裁判は、傍聴席からみてもはっきりと分かるように、そのありようを変えなければならないと思います。しかし、国民がこれを我が国の法の文化として受容するためには、更に時間的な成熟が必要となるのではないかと考えます。

すなわち、幅広い国民が当然のこととして参加を了承し、他方、裁判官は構えることなく裁判員を迎え入れ、9 人の間で、これまでの専門家だけの裁判では必ずしもかなわなかった多角的な視点からの評議が重ねられ、その結果が反映された判決が示される、こういった運用が定着し、そういった裁判のありようを通じて、この制度が司法制度としてだけでなく、社会的制度としても我が国の伝統として受容されていくことになることが、将来的には期待されております。

既に陪審・参審の長い歴史を有する他の国々において、これらの制度が国民の間に定

着し、機能していることを考えますと、我が国においても、必ず裁判員制度が国民の間に定着していくものと、私は確信しております。もちろん、これらの国々でも、不断に改革は続けられており、改革の議論も盛んにされているのであります。もとより最高裁といたしましては、順調な船出に向けて最大限の努力を続けていきたいと思っておりますが、メディアの皆さんにおかれましても、この制度を将来大きなものとして育てていくという視点に立って、今後の我々の準備作業を見守り、必要な助言をいただければと思っております。

以上、お願いも含めて、私のお話をこの程度で終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

#### 【質疑応答】

司会 滝鼻卓雄理事長（読売新聞東京本社代表取締役社長・編集主幹） 町田長官、ありがとうございました。複雑で非常に難しいお話を、分かりやすく解説していただき、かつ、長官個人のお考えも率直に述べていただいたことを感謝申し上げます。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。まず代表質問を東京新聞の菅沼さんの方からお願いします。

菅沼堅吾企画委員（東京新聞社会部長）今年に入って、日本記者クラブでは検事総長、日弁連の会長、お二人お呼びしていただき、長官が 3 人目になります。そういう意味では、お 2 人の議論も踏まえまして、3 点ほど私の方から、3 つの分野に分けて質問したいと思います。1 つは裁判の立証について。2 つ目は判決に至る議論。最後に判決をどういうふうに検証していくのかというふうな、3 段階について簡単に質問していきたいというふうに思います。

まず裁判の立証ですけれども、検事総長と日弁連会長の議論で、一番食い違ったのが、捜査をどう国民にみせるかというところです。日弁連がいう可視化の議論です。検事総長の方は可視化はできないとずうっといってきま

したが、可視化ではないのですが、先日、いわゆる検察官の判断で録音、録画が必要な場合はいいという形で、これが一步前進なのかどうか、判定はいろいろ分かれると思いますが、何らかの形でみせようという動きをしてくれています。

私、実は自分自身はそういう論文を読んでいるのですが、うちの担当記者にいわせると、現職裁判官の方もいろいろ論文を書いています、限られた時間内での供述調書の任意性、信用性を立証するには、恐らく裁判官の方は可視化を考えているのではないかと。そういう論文が多いというようなことを聞いているのですけれども、そういう中で最高裁判長官として可視化問題をどのようにお考えなのかを最初にうかがいます。

町田長官 これまでの刑事裁判では、供述調書の任意性あるいは信用性という点が争いになって、そのために、例えば捜査官等呼んで、どういう捜査が行われ、どういう形でこの供述が得られたのかというような点を詳細に立証するということが行われてまいりました。その結果、往々にして被告人側はこういうことがあったといい、検察側はそんなことはないという、いわば水掛け論に近いような議論が延々と繰り返されていたわけですが、そういうことを裁判員の前でやっても、裁判員の方の理解を得ることは非常に難しいことだろうと思います。

これまでは、裁判官が膨大な供述調書を全部子細に調べて、これなら任意に供述されたというふうにいえるのだろう、真実をいっているといえるのだろうというような判断をしてきたわけですが、今後、裁判員裁判になりますと、そういった作業を裁判員の方に期待するということは、時間的にも、あるいは内容的にも、ちょっと無理なことだろうと思います。

そういった意味で、供述に任意性、信用性があることについて現在以上に分かりやすく立証する義務が検察官にあるということになります。検察官の方で、いろいろなことを、今検討されているとうかがっておりますし、今度、東京地検で一部の事件について、取り

調べ状況の録画をするというのも、そういった分かりやすい立証のための努力の一つだろうと思います。

理論的には、そういう立証の責任を負っております検察官の方で考えていただくことだろうと思っておりますけれども、私どもとしても、そういう方向、あるいは裁判員に分かりやすい裁判という見地から、必要なことにつきましてはご協力をしていきたいと思っております。

菅沼 2番目は、いわゆる判決に至る議論ということですが、先ほどおっしゃっていましたが、国民がいよいよ加わってきて、新しい目が入ってくるわけです。そこで聞きたいのですけれども、どうしても3対6という比率ですと、やはり職業裁判官主導になるのではないかと感じがしまして、それでは恐らくこの制度をやったかいたがけないわけですが、その辺をどのように裁判官の意識改革をしていращるのかということ。

やはり一般裁判員にとっては、量刑を判断するのが非常に大きな負担になると思うのです。ましてや死刑か無期懲役かという、最高裁でも迷うような裁判もあるわけですから。そういうときに、どのような議論ができるのかということ。あるいは一部懸念されているのは、類似事件で、Aという裁判所ではもしかしたら死刑になるかもしれない、Bという裁判所ではもっと軽くなるかもしれない。一般の人の目が入ることで、量刑に最初のころ、ばらつきが出るのではないかとことを指摘される方もおられるわけですが、そういう量刑のばらつきをある程度コントロールすることが必要なかどうか。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

町田長官 確かに裁判員裁判の法廷の場面というのは公開しておりますから、法廷での主役である検察官と弁護人がどういう訴訟活動をしたかというのは、どなたでも傍聴されれば、見ることが出来ますけれども、評議の場というのは非公開ということになっております。評議の場の様子というのが、運用によっては問題になり得るということは、今ご指摘のとおりだと思います。

これまでいろいろ模擬裁判を重ねておりますのも、私どもとしましては、いかに国民の意見を評議の場に出していただくか、率直に出していただくか、つまり、裁判官の意見を押しつけるのではなくて、まず国民の皆さんの考えを引き出すためには、どういう方法がいいのかというのを考えるのが、裁判所側としては一番重要であると考えているからです。

お考えのような危惧があることは分かりますけれども、そういうご批判を受けないように、私どもとしては、いま最善の努力を尽くしているところです。

確かに評議の内容は秘密になっておりますけれども、評議で皆がいたいことがいえるような雰囲気だったかどうかということ自体は秘密ではないと思います。個々の評議の内容、だれが有罪だといったとか、だれが懲役何年といったとかというようなことについては、これは漏らすと罰則の対象になりますし、そういうことを聞いてもいけないということになっております。

ただ、広い意味で、評議で十分意見がいえましたかと聞くこと自体は構わないし、私は十分自分の考えを述べることができましたと答えることは、何も評議の秘密ではないと考えております。

そこら辺非常に微妙なところはありますけれども、そういった意味で、評議の場についてご批判を受ける余地が全くないというか、ご批判を受ける材料が全くないということはないというふうに思っております。

菅沼 量刑のばらつきの可能性はどうですか。

町田長官 量刑の点につきましては非常に難しいところがありまして、最高裁で実施しましたアンケートによりまして、こういう事案について それはごく類型化された事案ではありますけれども あなたはどの程度の刑が適当だと思いますかという質問の回答をみますと、執行猶予相当から死刑まで、非常にばらつきがあることは間違いありません。要するに、基準がないところで議論して

いただくと、そういう傾向が出ることは間違いないだろうと思います。

そういった意味で、ある程度の量刑の資料、つまり同種の事件でどういう判決がされているのかというようなことについて、分かりやすい資料を私どもではつくりたいと思っております。これも非常に難しいのは、それに縛られ過ぎるような資料にすると、また困りますし、そうかといって、あまり漠とした基準では基準にもならないということもあります。そこら辺を考慮しながら、そういった資料をつくっていきたいと思っております。

ただ、私も実は事実認定、つまりこの人がこの犯罪を行ったかどうかという認定については、一般の方でも我々裁判官でも、恐らくそんなに差は出ないのではなからうかと思っております。ほとんどの事件では一致するのではなからうかと思っておりますけれども、量刑の方につきましては、これはなかなか難しいのではないかと思います。

その意味では、若干、これまでの量刑とブレが生ずるのではないかと思います。つまり、従前からみると、ある種の犯罪については重くなり、あるいはある種の犯罪については軽くなるというようなブレが出てくるのは、ある意味では仕方ありません。ある意味ではそういうブレが出るのが裁判員裁判の長所といえますか、特色といえますか、そういうものだとして理解するべきだろうと思います。

菅沼 最後に私の方から、判決後の検証ということで、いま長官もお触れになりましたけれども、守秘義務の問題があります。例えば裁判官は官僚的だったとかという感想を述べても、それは問題ないわけですよ。ただ、裁判官が具体的にこういったということは問題になってしまうわけですが。

この制度が国民に受け入れられていく過程の中で、ある程度、何があったかということが検証できないと本当に定着していかないのではないかと思います。やはりメディアと裁判員の接触とか守秘義務について、国民の知る権利との関係で、いまよりも踏み込んだ形で、事後検証ができるような制度をこれから考えていく方が、国民にとって理解できる

制度に発展していくような気がします。それについてどのようにお考えかをうかがいます。

町田長官 いろいろな方からお話を聞くのですけれども、だんだん裁判員制度に対する理解が深まって、自分も裁判員になるのではないかというふうに考える人が増えるにしたがって、裁判員をやって安全でしょうか、報復されたり、嫌がらせを受けたりするようなことはないでしょうかという意見を聞くことが非常に増えてまいりました。

そういう方々については、誰が何を主張したか、何を言ったかということは絶対の秘密として守ってもらうことになっておりますから、ということでお話をすると、ある程度まで安心していただけます。要するに、自分が評議の場でどういうことをいったのかということが、外に出ないのだということが大きな安心感にもなっております。守秘義務の規定というのは、そういう趣旨で置かれたものだろうと思っております。

他方、裁判員裁判がうまく機能しているかどうかというのは、必ずしも誰が何を言ったかということが分からなくとも、それは相当程度のところまで検証可能なはずだと思います。今言われたように、要するに裁判官から押しつけられたことがあるのかというようなことを質問されること自体は、私はそれは評議の秘密に当たらないだろうと思えますし、よくしゃべりましたとか、あまりしゃべりませんでした、とかいう程度のことであれば、それは評議の秘密という問題ではないと思います。なぜしゃべりませんでしたかということまで聞かれても、それは私は評議の秘密にすぐに当たるとは思っておりません。

ご存じだと思いますけれども、これまでも我々は検察審査会制度というものを持っております。これは、むしろ国民だけ、11人の国民だけで、検察官の行った不起訴処分が適当かどうか、正当かどうかということ判断しております。その検察審査員にも、実は同じような守秘義務があります。しかし、それによって何らかの弊害が起こったのでしょうか。もちろん、守秘義務違反で起訴されたという事案もありません。

国民の皆さんは、実際に裁判員の職務をやられば、これは言うてはならないことなのだということを理解されるのだろうと思っております。だから、言うていいことと、言うて悪いこととの区別というのは、おのずから出てくるのではなからうかと期待しております。

菅沼 ありがとうございます。

滝鼻理事長 これ代表質問は終わりにしたいと思えます。既に予定の時間を2分間過ぎておりますが、せっかくの機会でございますので、フロアからも二、三、質問を受けさせていただきたいと思えます。質問のある方は手を挙げて、お名前と所属をいってください。

田中史生（読売新聞） 私どもの方でも先月、裁判員制度についての連載の記事を掲載したのですが、多くの反響を読者の方からいただいた。非常に多かったのが、読めば読むほど嫌になった、読めば読むほど参加したくない、と。過料制裁は一応あるわけですが、出頭も断固として自分は拒否するという方も結構いらっしゃったんです。中には、もしそういう制裁を科するような強い態度に出てきたら、それこそ国民の強い反発を浴びて、制度が崩壊するのではないかということを書いておられた方もいた。

法律で定められた辞退理由をある程度緩やかに解釈をして運用していくようなことも、ひょっとしたら国民の理解を得るためには必要なのではないかということもちょっと思ったりしたのですが、そのあたりについて町田長官のお考えをうかがいます。

町田長官 私の立場として、今ある法律をそのとおり適用しませんというご回答するのは非常に難しいこととなります。ただ、我が国の制度でいえば検察審査員も出頭義務がありますし、出頭してこなければ過料が科せられるようになっておりますが、過去、それを科した例は一件もありません。

それならばちゃんと出てきているのかというと、検察審査員の数を確保することに非

常に苦労しておりまして、検察審査会の事務局の仕事の非常に多くの部分が、いかにして出てきてもらうようにするかということ。それだけやっても出てこなかったからといって過料をかけたことが実はないのだということから、お考えいただければと思います。

田中 今の質問の中でお聞きしたかったもう一つの点が、辞退理由についてです。仕事とか家事、育児などで辞退理由が認められているわけですが、そこを今の法律の条文の中である程度緩やかに裁判官が解釈していくということは可能なのかという、そういうこともちょっとお聞きしてみたかったですけれども。

町田長官 辞退事由については、法律に定められているものに加え更に政令で定めるとされています。政令の中身は、まだ検討中のようにして、私もこういう中身になりそうだということは承知しておりません。そこら辺で、今おっしゃられたようなことが、どれだけ配慮できるかという問題はあろうかと思えます。

私どもとしては、出頭の負担を軽くするために、他の面でどれだけのがやれるかということの検討を深めていかなければいけないと思っております。

村野坦（朝日新聞出身） 私、新聞社を退職した後、大学の授業で司法制度改革というのをここ数年取りあげております。その関係で、法曹三者のこの問題への対応をみていますと、どうも裁判所のフットワークが一番悪いというふうにししか思えません。大体ここへみえるのも、日弁連会長、検事総長の後、ようやく最後に長官がおいでになった。

それから、検察の方は大変熱心に出前講義ということをしているが、声がかかれば裁判官も出かけていくというのですけれども、一線の判事が多い。もうちょっと偉い方もどんどん前へ出られたらどうか。きょう長官がここへ来られたのが呼び水になればいいと思うのです。検事総長などはどんどん、高校、大学へ出かけて、私の授業にももう2回ほど来てくれました。

そもそも組織的に裁判所というのは、よくいえば慎重、悪くいえば腰が重い。そういう点はどうお考えになりますか。

町田長官 ご批判は率直に受けとめたいと思っております。私どももそれなりにやっておりますが、なかなか目に見えないところもあるのかなと思って反省はしております。

法曹三者で広報について連絡し合っていておりますけれども、広報する仕方とか対象とかいう点にあまりダブらないようにという調整も行われているようであります。裁判員制度の広報として、一つは裁判員制度というのはこういうものだという制度周知広報がありますけれども、その点は法務省の方で非常に力を込めてやっております。

私どもとしては、裁判員の方にとって一番重要なのは評議の場でどういうふうにやっていたのかということですので、模擬裁判等を中心に検討を深め、裁判員になったらどういうことをやらなくてはいけないのかといったような点について、具体的なイメージを持っていただくことを中心に広報をしております。それにつきましては、それを担当します現場の裁判官にやってもらうのがある意味では一番効果的でも思っております。

そういう意味で、裁判所の場合には、現に刑事事件を担当している一線の裁判官がこれまでは広報の中心になっておりました。もちろん、それ以外の広報で刑事局長等が広報誌に出るとか、事務総長がNHKのテレビに出るとかというようなことはやっております。

若干の視点の違いがそういうご感想につながる面がなかったとは思いませんけれども、そういうご指摘をいただいたことにつきましては、私どもとしましては真剣に考えていきたいと思っております。

滝鼻理事長 ありがとうございます。それでは、最後に私から質問を一つだけさせていただきます。

裁判所だけではなくて法曹三者、特に検察庁が非常にこの制度についてのPR活動をよくやっていると思います。もちろん、裁判所もやっています。

先日、松尾検事総長があるラジオ番組に出演したとき、彼はこういうことをいっておりました。質問のアナウンサーが、例えばということで裁判員の召喚状が来たときに、それを断れる人はどういう人ですかといたら、「阪神タイガースが優勝争いをしているときに、その主力選手に召喚状が来たら断れるでしょう」ということをいって笑っておられました。もしそういうプリンシプルがあれば、阪神球団以外の他球団でも適用されるのでしょうか。(笑)ぜひそれをうかがいたい。

町田長官 検事総長がタイガースファンかどうか知りませんが、分かりやすく、しかも、典型的に、これなら間違いなしに辞退する理由があるという趣旨で、そういう例を挙げられたのだらうと思います。

滝鼻理事長 お忙しい中、最高裁長官にお出ましいただいて、裁判員制度について解説していただき、かつ質問にも率直に答えていただいたことを、日本記者クラブを代表して感謝申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

(文責・編集部)